

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第二条第二号中「及び事務職員」を「事務職員」に、「すべての職員」を「全ての職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第二項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」に改め、同条第三号中「前項に規定する職員のうち、」を削る。

第四条第一項第一号の二及び第一号の三を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。
- 三 会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

第四条第一項第四号中「ただし、」を削り、「三日」を「十日」に改め、同項第四号の三中「かかる」を「係る」に改める。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除

第十三条第六項中「分べん」を「分べん」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条第二項中「校長」を「校長」に、「三日」を「十日」に改める。

第十八条第三項中「引き継ぐとともに、その写しを添えて委員会に報告しなければ」を「引き継がなければ」に改める。

第十九条第一項中「通知を受けた日から七日以内」を「発令のある日」に改め、同項ただし書き中「但し」を「ただし」に、「その期間内」を「その日」に改める。

第三十一条の見出しを「（職員以外の者に係る処務）」に改め、同条中「者」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項とし

て次の一項を加える。

会計年度任用職員の服務及び身上に関する手続等については、別に定める。

第一号様式中「秘 第 号」を「 第 号」に、「(教育長)」を「教育長」に、「奈良県立何学校長 氏 名 □」を「奈良県立 学校

長 氏 名」に、「教諭 名 講師 名」
長 氏 名」に、

又 は
主 事

、

又 は
主 事 補

を「教諭 名 講師 名」に

改める。

第二号様式から第五号様式までを次のように改める。

第2号様式から第5号様式まで 削除

奈良県立高等学校等処務規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員その他一般職に属する全ての職員（<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）をいう。</p> <p>三 所属職員 校長を除く職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員その他一般職に属するすべての職員をいう。</p> <p>三 所属職員 <u>前項に規定する職員のうち、校長を除く職員をいう。</u></p>
<p>(専決事項)</p> <p>第四条 校長は、別に定めがあるもののほか、次の事項について専決することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。</u></p> <p>三 <u>会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。</u></p> <p>四 職員に出張を命ずること（校長の宿泊を要する十日以上の県外出張を除く。）。</p> <p>四の二 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第四条 校長は、別に定めがあるもののほか、次の事項について専決することができる。</p> <p>一 略</p> <p>一の二 <u>職員の勤務時間の割振り等に関すること。</u></p> <p>一の三 <u>職員の週休日の振替等に関すること。</u></p> <p>二 職員に日直又は宿直勤務を命ずること。</p> <p>三 職員に超過勤務を命ずること。</p> <p>四 職員に出張を命ずること（ただし、校長の宿泊を要する三日以上の県外出張を除く。）。</p> <p>四の二 略</p>

改正案	現行
<p>四の三 職員に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく児童手当の支給及び同法第十四条に規定する徴収に関すること。</p> <p>五く六 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第六条から第九条まで 削除</p>	<p>四の三 職員にかかる児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく児童手当の支給及び同法第十四条に規定する徴収に関すること。</p> <p>五く六 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(昇任、降任の内申)</p> <p>第六条 校長は、所属職員が新たに免許状を得たこと又はその他の事由によつて昇任を適當と認めるとき若しくは法令の定めるところにより降任を適當と認めるときは、その事由を証明する書類を添えて第二号様式により内申するものとする。</p> <p>(退職等の内申)</p> <p>第七条 校長は、所属職員が退職を願ひ出たとき又は法令の定めるところにより免職することが適當と認めるときは、第三号様式により内申するものとする。</p> <p>2 前項の退職の事由が公務上の災害によるものであるときはその事由を証明する書類を添えて内申するものとする。</p> <p>(休職の内申)</p> <p>第八条 校長は、所属職員が休職を願ひ出たとき又は法令の定めるところにより休職することが適當と認めるときは、当該所属職員の出勤簿の写しを添えて第四号様式により内申するものとする。</p> <p>(復職の内申)</p> <p>第九条 校長は、休職中の所属職員が復職を願ひ出たとき又は復職させることを適當と認めるときは、第五号様式により内申するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(休暇等の届出等)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2、5 略</p> <p>6 傷病又は分べんのために休暇をとろうとするときは、第二項の特別休暇簿に医師又は助産師の証明書を添付しなければならない。</p> <p>7、9 略</p> <p>第十五条 削除</p> <p>(出張)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長の宿泊を要する十日以上の県外出張については第六号様式により伺い出てその承認を受けなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(事務引継)</p> <p>第十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、退職、休職又は配置換を命ぜられたときは、速やかにその職務に関し事務引継書を作成して後任者に引き継がなければならない。</p> <p>(着任)</p> <p>第十九条 新たに職員となつた者及び配置換を命ぜられた職員は、辞令又は発令のある日に着任しなければならない。ただし、病氣その他やむを得ない事由のためその日に着任でき</p>	<p>(休暇等の届出等)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2、5 略</p> <p>6 傷病又は分べんのために休暇をとろうとするときは、第二項の特別休暇簿に医師又は助産婦の証明書を添付しなければならない。</p> <p>7、9 略</p> <p>(私事旅行)</p> <p>第十五条 職員は、休暇期間中に三日以上にわたる私事旅行をしようとするときは、所属職員にあつては校長に、校長にあつては委員会に届け出なければならない。</p> <p>(出張)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長の宿泊を要する三日以上の県外出張については第六号様式により伺い出てその承認を受けなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(事務引継)</p> <p>第十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、退職、休職又は配置換を命ぜられたときは、速やかにその職務に関し事務引継書を作成して後任者に引き継ぐとともに、その写しを添えて委員会に報告しなければならない。</p> <p>(着任)</p> <p>第十九条 新たに職員となつた者及び配置換を命ぜられた職員は、辞令又は通知を受けた日から七日以内に着任しなければならない。但し、病氣その他やむを得ない事由のためその</p>

改 正 案	現 行
<p>ないときは、その事由を具し、所属職員にあつては校長に、校長にあつては委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(職員以外の者に係る処務)</u></p> <p>第三十一条 会計年度任用職員の服務及び身上に関する手続等については、別に定める。</p> <p>2 <u>職員以外の者 (会計年度任用職員を除く。)</u>の服務及び身上に関する手続等については、前各条の規定を準用する。</p>	<p>期間内に着任できないときは、その事由を具し、所属職員にあつては校長に、校長にあつては委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(職員以外の者への準用)</u></p> <p>第三十一条 職員以外の者の服務及び身上に関する手続等については、前各条の規定を準用する。</p>

現 行

改 正 後

第1号様式

第1号様式

秘 第 年 月 日
年 月 日

年 月 日
年 月 日

奈良県教育委員会(教育長)殿

奈良県教育委員会教育長殿

奈良県立何中学校長 氏 名 印

奈良県立 中学校長 氏 名

職員の採用について (内申)

職員の採用について (内申)

下記により採用されるよう本人の履歴書及び免許状の写しを添えて内申します。

下記により採用されるよう本人の履歴書及び免許状の写しを添えて内申します。

記

記

定 員	現 在 数	採 用 予 定 者	
		職 名	担 当 教 科 時 間 数
現 員	教 諭 名 (又 は) (主 事) 講 師 名 (又 は) (主 事 補)	氏 名 (年 令)	
欠 員		給 与 [又 は 報 酬]	発 期 令 日
備 考		最 終 卒 業 学 校	

定 員	現 在 数	採 用 予 定 者	
		職 名	担 当 教 科 時 間 数
現 員	教 諭 名 講 師 名	氏 名 (年 令)	
欠 員		給 与 [又 は 報 酬]	発 期 令 日
備 考		最 終 卒 業 学 校	

現 行

改 正 後

第2号様式

第2号様式から第5号様式まで 削除

秘 第 年 月 日 号

奈良県教育委員会（教育長）殿

奈良県立何学校長 氏 名 印

職員の昇任（又は降任）について（内申）

下記により昇任（又は降任）されるよう免許状の写し（その他事由を証明する書類）を添えて内申します。

記

現 職 名	現 給 与	発 令 期 日
新 職 名	新 給 与	発 令 期 日
氏 名		
事 由		

第3号様式

秘 第 年 月 日 号

奈良県教育委員会（教育長）殿

奈良県立何中学校長 氏 名 印

職員の退職（又は免職）について（内申）

下記により退職（又は免職）されるよう（本人の退職願を添えて）内申します。

記

職 名	氏 名	
発 令 期 日	事 由	
所 見		

改正後

現行

第4号様式

秘 第 年 月 日 号

奈良県教育委員会（教育長）殿

奈良県立何学校長 氏 名 印、

職員の休職について（内申）

下記により休職発令されるよう本人の出勤簿の写し及びその他必要書類を添えて内申します。

記

職 名	氏 名	
休 職 期 間	事 由	
所 見		

第5号様式

秘 第 年 月 日 号

奈良県教育委員会（教育長）殿

奈良県立何学校長 氏 名 印

職員の復職について（内申）

下記により復職発令されるよう必要書類を添えて内申します。

記

休職事由	休職期間	発令期日
職 名	氏 名	
所 見	備 考	